

運轉管理業務仕様書

適用業務

業務名 : 令和5～7年度 下水道処理施設運轉管理等業務 (木島平村)

履行場所 : 下高井郡木島平村大字上木島 463-1 木島平浄化センター外

公益財団法人長野県下水道公社

業 務 委 託 共 通 仕 様 書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、公益財団法人長野県下水道公社（以下「甲」という。）が公共下水道終末処理場（以下「終末処理場」という。）及び関連施設の運転管理業務を円滑に行い、施設の機能を十分発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、運転管理業務委託に関わる仕様を定めるものとする。

(業務の履行)

第2条 終末処理場等施設の運転管理業務受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書によるほか、契約書、業務委託特記仕様書、その他関係書類等に基づき、誠実に効率的かつ安全に業務を履行しなければならない。

(法令上の責任)

第3条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及びその他関係法令上のすべての責任を負うものとする。

(終末処理場の管理体制)

第4条 乙は、業務の公共的使命が重要であることを念頭におき、常に業務に支障をきたすことのないように管理体制を整えなければならない。

(善管注意義務)

第5条 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって維持、保全及び運営しなければならない。

(関連業務の調整)

第6条 甲は、乙が履行する業務と第三者の施工する他の工事等が運転管理上密接に関連する場合には、その運転管理について調整を行うものとする。この場合において、乙は甲の調整に従い第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

(業務の内容)

第7条 業務の主な内容は、次のとおりとする。

(1) 終末処理場

- ア 各種機器の運転操作及び監視
- イ 点検記録、管理日報、月報等の作成
- ウ 各種機器の日常点検、定期点検、臨時点検及び精密点検並びに調整及び整備
- エ 故障等非常通報時の対応
- オ 簡易な修理造作
- カ 維持管理業務に必要な水質試験（採水補助、検体搬入及び汚泥試験を含む。）
- キ 行政機関の立入検査時の採水及び水質検査（クロスチェック）
- ク 貸与施設備品等の管理
- ケ 処理場内の維持管理に必要な範囲の除雪
- コ 廃棄物の処理（指定された廃棄物処理業者へ引渡し前の業務）

サ その他業務上必要な諸作業

(2) その他業務委託特記仕様書で定める施設に関わる業務の内容

(組織)

第8条 乙は、業務に必要な職階の従事者を配置し、職務分担を決め、その組織表を甲に届け出なければならない。また、変更した場合も同様とする。

2 職階の基準は、別表1に示すとおりとする。

(監督員)

第9条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。また、監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等で定める次の権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾及び協議

(2) 業務の遂行のため乙が作成した資料、報告等の承諾

(3) 業務委託共通仕様書及び業務委託特記仕様書に基づく業務内容の確認、立会い及び業務の実施状況の検査

3 前項の規定による監督員の指示、承諾及び協議は、原則として、書面をもってこれを行うものとする。

(総括責任者)

第10条 乙は、総括責任者を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。また、総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、この契約に関し、その運営及び取り締まりを行うほか、この契約に基づく一切の権限（契約金額の変更、契約金額の請求及び受領並びにこの契約の解除に関わるものを除く。）を行使することができる。

3 総括責任者の職務は、次に示すとおりとする。

(1) 現場の最高責任者として従事者の指揮及び監督を行うこと。

(2) 監督員と常に密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

(3) 契約書、仕様書、完成図書及びその他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解すること。

(4) 日常の業務執行状況を随時甲に報告するとともに、必要な協議を行うこと。

(5) 完成図書から施設の機能を完全に掌握し、効率的かつ経済的な運用を図ること。

(6) 従事者の現場研修を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。

(7) 設備及び管理状況を常に的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制を整えること。

(8) 常駐管理の処理場においては、現場に常駐すること。

(副総括責任者の指定)

第11条 乙は、総括責任者の代務者として副総括責任者をあらかじめ指定し、甲に届け出なければならない。また、副総括責任者を変更したときも同様とする。

2 副総括責任者は、総括責任者不在のときは、総括責任者に代わって忠実にその職務を行わなければならない。

(有資格者の配置)

第12条 乙は、契約の履行に必要とする有資格者を配置しなければならない。

2 前項の規定による有資格者の配置は、所定の手続きにより甲に報告しなければならない。また、有資格者を変更したときも同様とする。

- 3 有資格者の基準は、別表2に示すとおりとする。
- 4 作業に当たっては、下水道法、労働安全衛生法、消防法その他関係法令に従って有資格者により作業を行うものとする。

(従事者の届出)

第13条 乙は、あらかじめ業務に従事する従事者届を甲に提出しなければならない。また、変更した場合も同様とする。

(業務従事者に対する措置請求)

第14条 甲又は監督員は、総括責任者その他の業務従事者等が業務の遂行上著しく不相当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その請求を受理した日から10日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。

(緊急時の勤務体制)

第15条 乙は、自然災害、火災、設備の故障、異常水質の流入等緊急事態が発生した場合又は発生することが予想され、施設の機能又は他に重大な影響を与えるおそれがある場合において、直ちにこれに対応できる体制を予め整備しておかなければならない。

- 2 前項における緊急事態が発生した場合又は発生することが予想され、施設の機能又は他に重大な影響を与えるおそれがある場合には、乙は直ちに適切な措置を講じるとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。

(施設の運転日及び運転時間)

第16条 施設の運転日及び運転時間は、次のとおりとする。

- (1) 水処理施設については、連続運転とする。
 - (2) 汚泥処理施設については、別に業務委託特記仕様書で定める。
- 2 勤務時間外は、緊急通報システムによる。

(安全衛生の確保)

第17条 乙は、労働安全衛生法その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し必要な措置を講じて労働災害の防止に努めるものとする。

- 2 事故防止のために必要な安全対策は、運転管理業務実施計画書に記載するものとする。
- 3 乙は、安全管理上の問題が発生した場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告しその指示に従わなければならない。

(放流水質の維持)

第18条 乙は、終末処理場からの放流水質について、下水道法第8条、水質汚濁防止法第3条第1項及び良好な生活環境の保全に関する条例第16条の排水基準に適合するよう運転管理をしなければならない。

- 2 流入水の水質悪化や施設構造上の問題等に起因し、放流水質の悪化が予測される場合には、速やかに甲に連絡し協議しなければならない。

第2章 業務要領

(運転管理業務実施計画書)

第19条 乙は、着手7日前までに、契約書及び仕様書に基づいて、運転管理業務実施計画書を作成し甲に提出しなければならない。

2 運転管理業務実施計画書は、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 現場組織に関すること。
現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
- (2) 業務工程に関すること。
年間業務工程表、労務計画表
- (3) 業務方法に関すること。
業務方法
- (4) 安全管理に関すること。
安全管理対策（労働災害防止）、安全管理組織表
- (5) 災害時の対応に関すること。
- (6) その他必要な事項

(月間業務計画書)

第20条 乙は、各月25日までに翌月の業務計画について甲と協議し、月間業務計画書を提出しなければならない。

(業務対象施設)

第21条 業務委託の対象とする主要機器設備は、別に業務委託特記仕様書に定める。

(各種機器の運転)

第22条 乙は、業務の範囲において各種機器の機能を十分理解し、月間業務計画書に沿って一切の運転操作を適正に行わなければならない。

- 2 運転操作上問題が生じた場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告するものとする。
- 3 管理上必要な措置を講ずるため、運転を停止するとき及び再開するときは、甲の承諾を得るものとする。

(点検整備)

第23条 乙は、次のとおり点検整備を行わなければならない。

- (1) 日常点検及び定期点検は、機器保全を目的として、外観及び五感による観察も重視し、異常を発見した場合には、その都度速やかに甲へ報告し、その指示に従い措置し、その経過を記録報告すること。
- (2) 日常点検及び定期点検の実施内容については、別に業務委託特記仕様書で定める。
- (3) 臨時点検は、故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために速やかに実施し、その結果を写真又は測定記録等添付の上甲に報告すること。
- (4) 各種機器が正常に作動するよう調整、給油、消耗部品交換、補充、清掃及び小塗装等の整備に努め、必要に応じ保護装置の確認を行うこと。

(事故故障の対応)

第24条 乙は、点検により発見した事故又は故障の不良箇所のうち、現場で修繕可能なものについては、修繕内容を甲と協議の上措置しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うとともに甲に報告するものとする。

- 2 乙は、各種設備のうち軽易な修繕又は改良について、甲と協議の上行うものとする。

- 3 前2項については、経過及び結果を写真等により記録し報告するものとする。
- 4 簡易な修繕工事は、別表3に示すとおりとする。

(水質試験業務)

第25条 水質試験業務の実施内容については、別に業務委託特記仕様書で定める。

(廃棄物の処理)

第26条 乙は、業務を履行するに当たり生じた廃棄物を適正に処理しなければならない。ただし、沈砂、汚泥その他甲が示すものは除く。

(業務報告)

第27条 乙は、業務実績を明らかにするため、原則として運転管理日報等により報告しなければならない。また、月間業務計画、月間管理実績、点検整備、支給品使用状況及び故障事故に関する報告書並びに年間維持管理業務報告書及び甲が要求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出しなければならない。

(提出書類)

第28条 乙は、別表4の左欄に掲げる書類を同表右欄に掲げる期限までに甲へ提出しなければならない。

(火災の防止)

第29条 乙は、各箇所には火元責任者を選任し火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難及び事故の防止)

- 第30条 乙は、施錠等により、設備機器、工具備品等の盗難防止に努めるとともに、第三者の場内立入りにも十分注意し事故発生防止に努めなければならない。
- 2 乙は、契約締結後、速やかに関係官公署等に作業に必要な道路使用、交通制限の届出又は許可申請を行い、その許可を受けること。

(清掃整備)

第31条 乙は、業務範囲内の施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

第3章 その他

(事務室等の使用)

第32条 乙は、業務の履行に必要な事務室、水質試験室及び浴室等（以下「事務室等」という。）を、契約期間中無償で使用できるものとする。

- 2 事務室等の使用期間中、乙の責任で汚損等があった場合は乙の負担とする。
- 3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用に当たっては節約に努めなければならない。

(経費の負担区分)

第33条 業務の遂行に必要な経費等（直接経費に含まれる消耗品等を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、乙が使用する事務室に係る光熱水費並びに施設の運転管理に要する材料費、燃料費、光熱水費及び修繕に要する経費等は除く。

- 2 業務の履行に必要な事務器具、事務用品及び消耗品類は、乙の負担とする。
- 3 乙は、物品の支給を受けたとき及び使用したときはその受払いを明らかにしておかなければならない。

(従事者の服装等)

第34条 乙は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(業務の引継ぎ)

第35条 乙は、甲の業務運営に支障が生じないよう、委託契約の締結の日から乙が必要とする期間内（1ヶ月間を限度とする。）において、前の受託者から受託業務の引継ぎを受けなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

- 2 乙は、後の受託者が必要とする期間内（1ヶ月間を限度とする。）において、後の受託者に対し受託業務の引継ぎを行わなければならない。これに要する費用は、後の受託者の負担とし、引継期間内に発生した障害等については、原則として乙の責とする。ただし、引継ぎに当たり後の受託者が不誠実な行為を行った場合はこの限りではない。

(雑則)

第36条 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 運転等に係る資料の提出を甲が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 乙は、甲の許可なく下水道管理者及び甲の所有物を場外に持ち出し、又は業務に必要としないものを場内に持ち込んで서는ならない。

(疑義)

第37条 本仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

別表1（第8条第2項関係）

職 階 の 基 準

職 種	職 種 の 基 準
総括責任者	<p>業務全体の責任者で、総括の職務に当たり管理能力がある者 下水道処理施設管理技士資格者で、総括責任者又は副総括責任者として回分式活性汚泥法による公共下水道終末処理場の運転管理経験を2年以上有する者</p>
副総括責任者	<p>業務総括責任者を補佐及び代行ができ、管理及び高度な技術を有し、かつ各業務の責任者としての的確な判断のできる者 下水道法施行令第15条の3に規定される資格を有する者 回分式活性汚泥法による公共下水道終末処理場の運転管理経験を1年以上有する者</p>
<p>作業主任者 ①保守点検作業主任者 ②水質試験作業主任者 ③汚泥脱水作業主任者</p>	<p>各業務の責任者で、高度な知識と技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える、下記の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 下水道終末処理場の設備（機械・電気）に関する保守点検作業の経験を3年以上有する者 ② 本業務と同等規模の下水道終末処理場の水質試験作業の経験を3年以上有する者 ③ 下水道終末処理場の汚泥脱水作業の経験を3年以上有する者

作業主任者については、終末処理場の処理方式及び処理能力に応じ、上位の者による兼務を認める。

別表 2 (第 12 条第 3 項関係)

有 資 格 者 の 基 準

資格者	基 準	選任の 有無	備 考
下水道処理施設管理技士	下水道処理施設維持管理業者 登録規程 第 3 条該当者	有	総括責任者
下水道技術者	下水道法施行令 第 15 条の 3 該当者	有	副総括責任者
浄化槽管理士	浄化槽法 第 2 条第 11 号該当者	有	
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏症等防止規則 第 11 条該当者 (酸素欠乏・硫化水素危険作業 主任者技能講習修了者)	有	酸素欠乏危険作業の指揮 監督等
その他契約の履行に必要な 資格			

別表3（第24条第4項関係）

設備の簡易な修繕工事

簡易な修繕工事は、定期点検、年次点検及び精密点検等メーカーによる点検修理時に同調して行う修繕以外で、概要を次に示す。

- (1) 流量計のセンサーの清掃及び微調整
- (2) 配管（50A）程度の仮配管及び配管替え
- (3) 塗装による簡易な修繕（概ね20㎡タッチアップ等）
- (4) 各機器の潤滑油脂の補充及び取替え
- (5) 蛍光灯、蛍光管、水銀灯ランプ、ナトリウムランプ、自動点滅器及びスイッチ（15A）程度の取替え
- (6) 小型ベアリング、ファンベルト及びVベルトの取替え
- (7) ポンプ、電動機のブレーキシユウ、ブラシの取替え
- (8) 継電器（4接点程度）、接触器（10A）、ブレーカー（50Aフレーム程度）及びタイマーの取替え
- (9) 換気扇（羽根車30cm程度）、盤機器給排気ファンの取替え
- (10) 機器乾燥機用の乾燥剤（シリカゲル）の取替え
- (11) シーケンサ及び盤の給気用フィルターの取替え及び洗浄
- (12) 水位センサーの清掃及び取替え
- (13) シーケンサの電池、火災受信機のバッテリー、親時計の電池の取替え
- (14) 計装設備と弱・強電機器の簡易な調整
- (15) バルブ（150A程度）、逆止弁（150A程度）の分解及び取替え
- (16) 簡易なシーケンス変更による配線替え
- (17) 扉の開閉調整、鍵の取替え
- (18) ケーブル（14m²程度）の取替え
- (19) 放送設備、時計の故障による配線替え
- (20) 空調機フィルターの取替え及び洗浄
- (21) ダクト等からの漏洩箇所のコーキング、パッキンの施工
- (22) その他軽微な修繕

別表 4 (第 28 条関係)

提出書類一覧表

書 類 名 称	提 出 期 限
着 手 届	着手日から 7 日以内
組 織 表	着手 7 日前まで
総括責任者通知書 ※経歴書及び雇用関係を証明できる書類(写し)を添付	
副総括責任者指定届 ※経歴書及び雇用関係を証明できる書類(写し)を添付	
有資格者配置届 ※資格者証(写し)を添付	
従事者届 ※作業主任者は、別表 1 の要件を示す経歴書を添付	
緊急時体制表(連絡系統を含む。)	
一部再委託承諾願(再委託する場合のみ)	
運転管理業務実施計画書 (2部)	
月間業務計画書	
業務完了届 運転状況報告書(甲が定める様式) (2部) (保守点検月報) (運転管理月報) (水質管理月報) (維持管理業務日報) (故障・修理記録) (ユーティリティ納品書) 上記書類の電子成果品	翌月 5 日まで
事故・故障報告書(設備、流入水量・水質、 放流水質等異常)	速報は随時 詳報は対応・処理後
維持管理業務協議記録	その都度
年間維持管理業務報告書 (2部) (保守点検年報) (運転管理年報) (水質管理年報) (維持管理業務年報) (故障・修理年報) (ユーティリティ納品年報) (貸与品台帳) 上記書類の電子成果品	年間業務完了後 7 日以内
そ の 他	必要の都度

業務委託特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、次の業務に適用する。

- (1) 業務名 令和5～7年度 下水道処理施設運転管理等業務 (木島平村)
 (2) 履行場所 下高井郡木島平村大字上木島 463-1 木島平浄化センター外

(業務の対象)

第2条 業務の対象は、次のとおりとする。

(1) 終末処理場

	名称	所在地
1	木島平浄化センター	下高井郡木島平村大字上木島 4 6 3 - 1
2	クリーンピア馬曲	下高井郡木島平村大字往郷 5 6 3 2 - 1
3	クリーンピア糠千	下高井郡木島平村大字上木島 4 0 2 5 - 1

(2-1) マンホールポンプ場 (公共下水道関連)

	名称	供用開始	特記事項
1	中町第1ポンプ場	平成7年5月	
2	中町第2ポンプ場	平成7年5月	
3	中町第3ポンプ場	平成7年5月	
4	中町第4ポンプ場	平成14年7月	
5	中町第5ポンプ場	平成24年11月	
6	西小路第1ポンプ場	平成12年7月	第1・2制御盤共通
7	西小路第2ポンプ場	平成12年7月	第1・2制御盤共通
8	和栗ポンプ場	平成13年6月	
9	小見第1ポンプ場	平成11年8月	
10	小見第2ポンプ場	平成11年8月	
11	中島第1ポンプ場	平成13年7月	
12	中島第2ポンプ場	平成14年2月	
13	中島第3ポンプ場	平成12年7月	
14	南鴨第1ポンプ場	平成9年5月	
15	中村第1ポンプ場	平成9年12月	
16	中村第2ポンプ場	平成11年8月	
17	中村第3ポンプ場	平成11年8月	
18	中村第4ポンプ場	平成13年10月	
19	中村第5ポンプ場	平成13年5月	
20	中村第6ポンプ場	平成13年2月	
21	中村第7ポンプ場	平成14年4月	
22	平塚ポンプ場	平成9年12月	
23	平塚第2ポンプ場	平成17年8月	
24	池の平ポンプ場	平成9年12月	
25	西部ポンプ場	平成27年4月	木島処理場へ圧送
26	市之割第1ポンプ場	平成7年2月	第1・2制御盤共通

27	市之割第2ポンプ場	平成10年12月	第1・2制御盤共通
28	市之割第3ポンプ場	平成9年4月	
29	高石第1ポンプ場	平成9年5月	
30	高石第2ポンプ場	平成10年3月	
31	高石第3ポンプ場	平成13年11月	

(2-2) マンホールポンプ場（農業集落排水施設関連）

	名称	供用開始	特記事項
1	馬曲ポンプ場	平成8年10月	
2	糠千第一ポンプ場	平成13年3月	
3	糠千第二ポンプ場	平成13年3月	
4	糠千第三ポンプ場	平成13年10月	

2 主要な業務対象施設の概要は、別表1に示すとおりとする。

（業務の内容）

第3条 業務委託共通仕様書第7条第2号その他業務委託特記仕様書で定める施設に係わる業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 終末処理場

- ア 除草作業
- イ 除雪作業
- ウ 見学対応補助
- エ 設備の再塗装

(2) マンホールポンプ場

- ア 各種機器の運転操作及び監視
- イ 点検記録、管理日報、月報等の作成
- ウ 各種機器の日常点検、定期点検及び臨時点検並びに調整及び整備
- エ 故障等非常通報時の対応
- オ 簡易な修理造作
- カ 貸与施設備品等の管理
- キ 廃棄物の処理
- ク マンホール内清掃、除塵
- ケ 除草作業
- コ 除雪作業
- サ その他業務上必要な諸作業

(3) 委託範囲に含まれない業務は、別表2のとおりとする。

（勤務及び施設の運転管理体制）

第4条 勤務日、勤務時間及び勤務体制は、次のとおりとする。

- (1) 従事者の通常勤務は、原則として別表3のとおりとする。
- (2) 通常勤務時間外は、緊急通報システム体制による。

2 業務委託共通仕様書第16条第1項第2号の業務委託特記仕様書で定める汚泥処理施設の運転日及び運転時間は、原則として勤務日及び勤務時間における運転とする。

（業務対象の主要機器設備）

第5条 業務委託共通仕様書第21条の業務委託特記仕様書で定める業務対象とする主要機器設備の概要は、委託者が別に示す「主要機器設備一覧表」に掲げる設備とする。

(点検整備)

第6条 業務委託共通仕様書第23条第2号の業務委託特記仕様書で定める日常点検及び定期点検の実施内容は、別表4のとおりとする。

(水質試験業務)

第7条 業務委託共通仕様書第25条の業務委託特記仕様書で定める水質試験業務の実施内容は、別表5のとおりとする。

(物品の受渡し及び取扱い上の注意)

第8条 業務上必要とする次の物品の受渡し及び取扱い上の注意は、委託者の指示に従うものとする。

- (1) 光熱水費(電気、ガス、水道)
- (2) 燃料費(灯油、重油等)
- (3) 薬品類
- (4) その他業務上必要と認められる物品

2 受託者が負担する物品は、別表6のとおりとする。

(官公署への手続き)

第9条 受託者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等をうけること。

(使用届)

第10条 受託者は、委託者が別表7に定める施設について、同別表の使用許可条件で無償使用できるものとする。但し、契約後に使用届を提出すること。

(非常通報時の対応)

第11条 非常通報装置による非常通報の対応は、速やかに各施設の保守体制をとるものとする。

(その他)

第12条 公益財団法人長野県下水道公社環境方針を理解し、環境に配慮すること。

別表1 (第2条関係)

主要な業務対象施設の概要

終末処理場

項目		市町村・処理場名			
		木島平村			
		木島平浄化センター	クリーンピア馬曲	クリーンピア糠千	
概 要 等	所在地	木島平村大字上木島 463-1	木島平村往郷 5632- 1	木島平村大字上木島 4025-1	
	下水道の種類	公共下水道	農業集落排水施設	農業集落排水施設	
	供用開始年月	平成6年10月	平成8年10月	平成12年11月	
	下水排除方式	分流式	分流式	分流式	
	放流先河川	一級河川 樽川	一級河川 馬曲川	1級河川 樽川	
	施設処理能力	4,500 m ³ /日	440人 119 m ³ /日	200人 50 m ³ /日	
	計画流入水質 (mg/l)	BOD	180	—	—
		SS	190	—	—
	計画放流水質 (mg/l)	BOD	15以下	20以下	20以下
		SS	30以下	50以下	50以下
	主ポンプ設備		自然流下	原水ポンプ	—
	水処理設備	処理方式	回分式活性汚泥法	連続流入間欠ばっ気 方式 (JARUS-XIV ₉₆ 型)	沈殿分離接触ばっ気 方式 (JARUS-S ₉₆ 型)
		形状	矩形	矩形	FRP製
		容量×池数	1,157m ³ ×3(4)	—	—
		曝気方式	ルーツプロワ	ルーツプロワ	ルーツプロワ
		曝気機出力	22kW×3	—	—
	汚泥処理設備	濃縮	遠心ろ過濃縮	重力濃縮	貯留濃縮
		脱水機	横形連続遠心脱水機	なし	なし
		脱水機台数	2台	—	—
		脱水機能力	5.0、7.0m ³ /時・台 令和5年度は 5.0 m ³ /時・台	—	—
最終処分方法	セメント原料化	—	—		
マンホールポンプ場	31箇所	1箇所	3箇所		
自家発電機(容量)	200kVA	—	—		
管理 状 況	管理体制	常駐(昼間)	巡回(年52回)	巡回(年24回)	
	年間処理水量(m ³ /日)	1,400(最大2,000)	13(最大30)	8(最大15)	
	年間汚泥発生量(t/年)	350	—	—	

別表2 (第3条関係)

委託範囲外の業務

- 1 法定検査（クレーン検査、消防法関係の点検等）
- 2 改良、修繕工事（簡易修繕は除く。）
- 3 大型機器の分解点検
- 4 大規模な再塗装工事（簡易な塗装補修工事は除く。）
- 5 場内放送設備、自動電話交換設備保守点検
- 6 一般空調設備の保守点検
- 7 沈砂、し渣、脱水汚泥の場外運搬及び処分業務
- 8 自家用電気工作物の保安管理業務
- 9 特定精密機器の保守点検（日常点検は除く。）
- 10 庁舎管理上の清掃業務（単純な清掃作業は除く。）
- 11 庁舎管理及び警備業務
- 12 管渠（特殊な施設で受託されている業務を除く。）に関する事。

なお、協議の上委託範囲内とすることもできる。

別表3（第4条関係）

1-1 木島平浄化センターの勤務日及び勤務時間

業務内容	平日	土曜日・日曜日 ・祝日・夜間
運転管理業務	8:30～17:15	なし
保守点検業務	8:30～17:15	なし
水質管理業務	8:30～17:15	なし

1-2 クリーンピア馬曲の勤務体制

業務内容	平日	土曜日・日曜日 ・祝日・夜間
運転管理業務	週1回及び汚泥搬出日の巡回勤務	なし
保守点検業務	週1回の巡回勤務	なし
水質管理業務	週1回及び汚泥搬出日の巡回勤務	なし

1-3 クリーンピア糠千の勤務体制

業務内容	平日	土曜日・日曜日 ・祝日・夜間
運転管理業務	月2回及び汚泥搬出日の巡回勤務	なし
保守点検業務	月2回の巡回勤務	なし
水質管理業務	月2回及び汚泥搬出日の巡回勤務	なし

2 マンホールポンプ場の勤務体制

業務内容	平日	土曜日・日曜日 ・祝日・夜間
保守点検業務	月1回の巡回勤務	なし
警報対応	<p>故障・異常通報があったときは、昼夜を問わず原則1時間以内に到着し、その故障、異常内容の確認を行い、適切な処置を行い、速やかに復旧させること。</p> <p>速やかな復旧が不可能な場合は、応急処置を施し、相当の準備を行った後に復旧対応を行い、24時間以内に復旧させること。</p> <p>なお、24時間以内の復旧が困難な場合は、委託者と協議のうえ、対応を行うものとする。</p>	

別表4（第6条関係）

日常点検及び定期点検の実施内容

処理方式	点検対象設備、点検頻度の基準
木島平浄化センター 回分式活性汚泥法	<p>（公社）日本下水道協会発行の「下水道施設維持管理積算要領」の第4編下水道施設機械・電気設備保守点検基準第2章オキシデーションディッチ法を準用する。</p>
農業集落排水施設 （クリーンピア馬曲） 連続流入間欠ばっ気方式 （JARUS-XIV型）	<p>一般社団法人地域環境資源センター発行の「日本農業集落排水協会型及び地域資源循環技術センター型施設維持管理マニュアル〔管理主体編〕」、「農業集落排水施設維持管理マニュアル JARUS-XIV型」による。</p> <p>日常点検は、週1回以上行うこと。</p>
農業集落排水施設 （クリーンピア糠千） JARUS-S型	<p>一般社団法人地域環境資源センター発行の「日本農業集落排水協会型及び地域資源循環技術センター型施設維持管理マニュアル〔管理主体編〕」、「農業集落排水施設維持管理マニュアル JARUS-S型」による</p> <p>日常点検は、1ヶ月に2回以上行うこと。</p>
マンホールポンプ場	<p>（公社）日本下水道協会発行の「下水道施設維持管理積算要領」の第4編下水道施設機械・電気設備保守点検基準第4章マンホール形式ポンプ場及び下記による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡視点検 外観点検、制御盤点検、絶縁抵抗測定 2 点検・清掃 水位センサー点検、汚水ポンプ点検、留め具など点検、その他付属設備点検 マンホール内清掃（内部洗浄、各機器洗浄） 3 その他（必要な都度） 除草、除雪 4 保守点検業務の頻度 公共下水道関連 月1回以上 農集集落排水施設関連 月1回以上 マンホール内清掃 月1回以上

別表5（第7条関係）

1 水質試験の項目及び頻度

(1) 木島平浄化センター

ア 日常試験

	試験項目	流入水	各回分槽	放流水
1	水温	毎日	毎日	毎日
2	外観	毎日	毎日	毎日
3	臭気	毎日	毎日	毎日
4	透視度	毎日	毎日	毎日
5	pH	毎日	毎日	毎日
6	DO	毎日	毎日	毎日
7	ORP	毎日	毎日	毎日
8	電気伝導度	毎日	毎日	毎日
9	SS	週1回		週1回
10	COD	週1回	週1回	週1回
11	塩素イオン	週1回	週1回	週1回
12	BOD	月2回		月2回
13	大腸菌群数			週1回
14	窒素含有量	月1回		月2回
15	アンモニア性窒素	月1回		月1回
16	亜硝酸性窒素			月1回
17	硝酸性窒素			月1回
18	りん含有量	月1回		月2回
19	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	月1回		月2回
20	残留塩素			週2回

※1 毎日とは土、日、祝日を除く毎日のことをいう。

※2 上記項目について上記周期以上測定を実施する。

※3 各回分槽のうち1-2槽については、1-8を試験項目とする。

イ 通日試験

	試験項目	流入水	備考
1	pH	年1回	24検体
2	ORP	年1回	24検体
3	SS	年1回	24検体
4	COD	年1回	24検体
5	BOD	年1回	24検体

(2) クリーンピア馬曲

	試験項目	流入水	処理水	放流水
1	水温	巡回日	巡回日	巡回日
2	外観	巡回日	巡回日	巡回日
3	臭気	巡回日	巡回日	巡回日
4	透視度	巡回日	巡回日	巡回日
5	pH	巡回日	巡回日	巡回日
6	ORP	巡回日	巡回日	巡回日
7	SS			月1回
8	COD			月1回
9	BOD			月1回
10	大腸菌群数			月1回
11	亜硝酸性窒素		巡回日	巡回日
12	残留塩素			巡回日

(3) クリーンピア糠千

	試験項目	流入水、沈殿分離槽第1室、第2室、 接触ばっ気槽第1室、第2室 沈殿槽第1室、第2室	放流水
1	水温	巡回日	巡回日
2	外觀	巡回日	巡回日
3	臭気	巡回日	巡回日
4	透視度	巡回日	巡回日
5	pH	巡回日	巡回日
6	DO	巡回日※	
7	ORP	巡回日	巡回日
8	SS		月1回
9	COD		月1回
10	BOD		月1回
11	大腸菌群数		月1回
12	亜硝酸性窒素		巡回日
13	残留塩素		巡回日

※接触ばっ気槽第1室、第2室のみ実施

(4) 河川水質検査

	項目	中村	和栗	市之割 (大川)	新橋 (樽川)
1	水素イオン濃度 (pH)	年4回			
2	生物科学的酸素要求量 (BOD)				
3	化学的酸素要求量 (COD)				
4	浮遊物質量 (SS)				
5	大腸菌数				
6	窒素含有量				
7	亜硝酸性窒素				
8	硝酸性窒素				
9	りん含有量				

※ 上記項目について上記周期以上測定を実施する。

採水場所

- | | | | |
|------|------------------|---------|----|
| ・中村 | ：下高井郡木島平村穂高3237南 | 国道38号線脇 | 水路 |
| ・和栗 | ：下高井郡木島平村穂高530西 | 丁字路脇 | 水路 |
| ・市之割 | ：下高井郡木島平村往郷市之割 | 日の出公園南 | 大川 |
| ・新橋 | ：国道403号線蛭川橋交差点南東 | 新橋 橋中央 | 樽川 |

2 汚泥分析の項目及び頻度

(1) 木島平浄化センター

	試験項目	回分槽	濃縮機 供給汚泥	脱水機		脱水 ケーキ	備考
				供給汚泥	ろ液		
1	泥温	毎日					
2	外観	毎日					
3	臭気	毎日					
4	pH	毎日					
5	MLDO	毎日					
6	ORP	毎日					
7	SV30 (SVI)	毎日					
8	希釈 SV30 (SVI)	毎日					
9	汚泥界面	毎日					
10	MLSS(計器)	毎日					
11	MLSS(実測)	月2回	月2回		月2回		運転時
12	蒸発残留物	月2回		月1回			運転時
13	強熱残留物	月2回		月1回			運転時
14	含水率					毎回	運転時

※1 毎日とは土・日・祝日を除く毎日のことをいい、毎回とは運転時毎のことをいう。

※2 上記項目について上記周期以上測定すること。

※3 回分槽は運転池毎に測定すること。

(2) クリーンピア馬曲

	試験項目	ぼっ気槽 No. 1、No. 2	返送汚泥	汚泥貯留槽 No. 1、No. 2	備考
1	泥温	巡回日	巡回日		
2	外観	巡回日	巡回日		
3	臭気	巡回日	巡回日		
4	pH	巡回日			
5	MLDO	巡回日			
6	ORP	巡回日			
7	SV30 (SVI)	巡回日			
8	MLSS(計器)	巡回日			
9	MLSS(実測)	月1回	月1回	月1回	

(3) クリーンピア糠千

測定項目なし

別表6（第8条関係）

直接経費に含まれる消耗品等

1 業務の履行に必要とする消耗品等

用途区分	物品	左の具体例
潤滑油脂	保守点検業務に必要な補充、交換用（少量の場合に限る。）のオイル、グリス等	
修繕補修用材料	保守点検業務の範囲内で行う簡易な修繕修理に使用する一般汎用品であるボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ、ウエス、洗浄油、塗装資材等の補修用材料	一般汎用品であるボルト、パッキン、Vボルト、豆電球、端子、蛍光管（建築付帯は除く。）、コーキング材、電線、コンセント、アンカー、ゴムキャップ、結束用材、50A以下の配管用品（パイプ、ソケット、バルブ、バンド、カップリング、ニップル）、テープ、ホース、ゴム板、ロープ、ウエス、機器洗浄油類、塗料、塗装用刷毛、シンナー、薄め液、錆止め材料等（製造業者等への特注品、委託者が別に指示するものを除く。）
水質試験消耗品	水質試験補助業務に必要な消耗品（薬品、試薬、特殊機器関係消耗品を除く。）	チューブ、ガス管、脱脂綿、ラベル、pH試験紙、紙雑巾、ティッシュペーパー、ガーゼ、ポリ袋、シールテープ、アルミホイール、真空ホース、ホースバンド等
報告記録用紙	保守点検、運転監視等の受託業務の記録に用いる各種記録報告用紙類	プリンター用紙、ハードコピー用紙、連続用紙等
清掃用具	清掃作業に用いる用具	バケツ、ブラシ、モップ、ワイヤブラシ、クレンザー、たわし、洗浄剤等
衛生用品	石鹼、消毒液、殺虫剤、救急薬品等	
その他	簡易なごみ焼却炉及び給湯ボイラー用燃料	灯油、LPガス
	連絡用自動車、可搬式エンジン等に必要の燃料	ガソリン、軽油
	日用品、事務用品等	

※1 潤滑油脂における定期及びオーバーホール時の交換、特殊なオイル、グリス類は除く。

※2 水質試験消耗品における水素イオン濃度計及び酸素濃度計等の電極、純水製造装置のイオン交換樹脂、原子吸光光度計のオートサンプラー用サンプルカップ、ろ紙は除く。

※3 報告記録用紙におけるチャート紙は除く。

2 専ら使用する備品等

(1) 工具及び測定機器類

ア 機械工具

スパナ類、レンチ類、ペンチ類、プライヤー類、ドライバー類、ハンマー類、ドリル類、ヤスリ類、ノコギリ類、タガネ類、カッター類、ポンチ類、グラインダー類、砥石類、ブラシ類、コンパス類、万力類、カジヤ類、トーチランプ、油さし、グリースガン、ショベル類、はしご類、ロープ類、携帯用工具箱、台車、その他

イ 電気用具

圧着ペンチ、絶縁ペンチ類、電工ナイフ、電工バンド類、投光器、コードリール、懐中電灯類、トランシーバー

ウ 測定器具

絶縁抵抗計、検電器、テスター、クランプメーター、回転計、ノギス、スケール類、シクネスゲージ、ダイヤルゲージ、ストップウォッチ、温度計

エ 水質試験器具

ガラス器具等の例	試験用器具等の例
駒込ピペット、 メスシリンダー(500mL, 1000mL)、 ポリシリンダー(500mL, 1000mL)、 共栓付メスシリンダー(100mL, 200mL)、 比色管、 ビーカー(50mL, 100mL, 300mL, 500mL)、 ポリ瓶(広口)(100mL, 500mL, 1000mL)、 温度計(アルコール)	比色管立て、攪拌子(テフロン 大中小)、 攪拌子取出棒(テフロン)、 駒込ピペット用スポイト、スプーン(S U S 製)、 ピンチコック(スクリュー、ホフマン)、 洗ビン(500mL, 1000mL)、バケツ(ポリ製15L)、 透視度計(アクリル架台付30cm, 50cm, 100cm)、 ゴム手袋、ブラシ、ロープ、 散気用エアストーン、かご

(2) その他

連絡用自動車、自転車、電話機、事務用机類、書庫類、黒板類、複写機、写真機、ロッカー類、下足箱、傘立て、清掃具収納庫、食器棚、各種茶器類、寝具類、テレビ、ラジオ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機

3 その他

- (1) 委託者が購入し貸与している備(物)品の点検・修繕、校正、定期検査等に係わる費用は、委託者の負担とする。
- (2) 間接業務費、諸経費に含まれる備(物)品等については積算要領に例示されているので、留意すること。
- (3) 処理場の業務状況はそれぞれにより異なるので、実態を十分勘案し、疑義がある場合は協議をすること。

別表 7 (第 10 条関連)

施設等の使用許可

対象施設	場所	用途
1 事務室	管理棟 2F	維持管理業務
2 給湯室	管理棟 2F、1F	維持管理業務
3 便所	管理棟 2F、1F	維持管理業務
4 水質試験室	管理棟 1F	維持管理業務
5 作業員控室	管理棟 1F	維持管理業務
6 浴室	管理棟 1F	維持管理業務
7 倉庫	管理棟 1F	維持管理業務
8 搬出入室	管理棟 1F	維持管理業務
9 No1-1 回分槽上部	回分槽 1F	維持管理業務
10 駐車場	屋外	維持管理業務
11 高圧洗浄機		マンホールポンプ他洗浄用
12 可搬式発電機		停電時対応用
13 草刈機		除草作業用
14 可搬式ポンプ		必要時
15 その他付帯設備		

主要機器設備一覧表

1 終末処理場

(1) 木島平浄化センター

名称	仕様	数量	出力	メーカー
1 施設				
管理棟	RC構造 地上2階 地下1階	1棟		
	床面積 1,486m ²			
	地下1階：ポンプ室			
	1階：電気室、発電機室、 濃縮・脱臭機室			
	2階：監視室、脱水機室、 事務室、会議室			
	塔屋1階：建築設備室			
回分棟	RC構造 地上1階 地下1階	1棟		
	床面積 2,977m ²			
	地下1階：ポンプ室、管廊			
	給水・UV室			
	1階：沈砂機械室、ブロワ室、 チャンバー室、フィルター室、 換気機械室			
	回分槽			
	幅9.0m×長23.8m			
	×有効水深5.4m			
	総数4槽			
	総容量4,626m ³			

名 称	仕 様	数 量	出 力	メーカ-
2 水処理機器設備				
流入ゲ-ト	電動角形鋳鉄製ゲ-ト	1		前澤工業
	幅 600×高 600			
自動除塵機	脱水装置付細目スクリーン	1		西原環境衛生研究所
	水路幅 1,200×深 2,000			
	目幅 5mm×取付角度 35°			
	スクリーン径 φ1,000			
	処理能力 500m ³ /h			
バイパススクリーン	手掻き式鋼製バ-スクリーン	1		西原環境衛生研究所
	水路幅 1,200×深 2,000			
揚砂ポンプ	水中汚泥ポンプ	1	5.5kW	新明和工業
	80A×0.3m ³ /min×15m			
	CV100-P80G			
沈砂分離機	サイクロン形 0.3~0.6m ³ /min	1		
し渣搬出機	電動チェーンブロック	1		キトー
	0.5t×4.0m			
汚水槽ポンプ	水中汚泥ポンプ	2	5.5kW	新明和工業
	100A×1.5m ³ /min×10m			
	CN100G-P1001			
汚水槽攪拌機	水中曝気レータ-	2	3.7kW	新明和工業
	攪拌容量 509m ³ /2 台			
	JA37V			

名 称	仕 様	数 量	出 力	メーカ ー
油脂分離スキマー	手動スカムスキマー	1		西原環境衛生研究所
	水路幅 2,000 開閉弁 φ150			
除塵機吊上機	ギヤードトロリー付チェーンブ ロック	1		キトー
	2.0t×6.0m			
汚水槽機器吊上機	ギヤードトロリー付チェーンブ ロック	1		キトー
	0.5t×6.0m			
汚水槽流入可動堰	手動角形鋳鉄製可動堰	1		前澤工業
	幅 600×高 400			
汚水分配可動堰	電動角形鋳鉄製可動堰	4	0.4kW	前澤工業
	幅 400×高 400			
曝気ブロワ	ルーツ式 1,130rpm×12m ³ /min	3	22kW	新明和工業
	ARH150S			
循環ポンプ	斜流渦巻ポンプ	4	11kW	古川機械金属
	250A×5.4m ³ /min×6.6m			
	SPWT250			
散気装置	ジェットエアレーター	12		西原環境衛生研究所
	10.45m ³ /min・池			
	流体管 φ150 空気管 φ100			
循環水引抜弁	電動仕切弁 φ250	4	0.4kW	前澤工業
循環水吐出弁	電動仕切弁 φ250	4	0.4kW	前澤工業

名称	仕様	数量	出力	メーカー
空気切換弁	電動バタフライ弁 φ150	4	0.2kW	前澤工業
上澄水排出装置	電動シリンダー駆動越流 5.6m	4	1.5kW	西原環境衛生研究所
	排出能力 4.46m ³ /min			
汚泥引抜弁	電動偏心構造弁 φ150	1	0.2kW	前澤工業
汚泥引抜ポンプ	無閉塞横型汚泥ポンプ	2	3.7kW	古川機械金属
	0.6m ³ /min×10m			
	SPNL-80FC			
スカム移送ポンプ	水中ポンプ 1.0m ³ /min×13m	1	3.7kW	新明和工業
	CW80-P100B			
池排水ポンプ	無閉鎖横型汚泥ポンプ	1	5.5kW	古川機械金属
	1.3m ³ /min×9.5m			
消泡水弁	電動ボール弁 φ80	4	15W	日立バルブ
消泡ノズル	可動式 80/min PT3/4	32		アタカ工業
雑用水給水装置	圧力タンク式給水ユニット PT4A	1		川本製作所
	タンク容量 3.0m ³			
	水中タービンポンプ KUR2	2	5.5kW	川本製作所
	0.4m ³ /min×40m			
用水給水装置	圧力タンク式給水ユニット	1		山商エンジニアリング
	タンク容量 1.0m ³			
	水中ポンプ 50BMS63.7	2	3.7kW	荏原製作所
	0.42m ³ /min×25m			

名称	仕様	数量	出力	メーカー
雑用水ストレーナ	オートストレーナ	1	0.1kW	旭機械製作所
	原水量 0.8m ³ /min			
	目幅 0.4mm			
空気圧縮機	圧力開閉式	2	2.2kW	日立製作所
	235 ℓ /min×8.5kgf/cm ²			
除湿機	冷凍式ドライヤー	1	75W	日立製作所
	330 ℓ /min×9.5kgf/cm ²			
紫外線消毒装置 (未稼働)	14.6m ³ /min×176本	2	17.6kW	西原環境衛生研究所
放流ゲート	丸形外ネジ式鋳鉄製制水扉	1		前澤工業
	φ 600			
管理棟床排水ポンプ	水中ポンプ	2	1.5kW	新明和工業
	0.1m ³ /min×12m			
	CNL651-P65			
回分棟床排水ポンプ	水中ポンプ	2	1.5kW	新明和工業
	0.1m ³ /min×12m			
	CNL651-P65			
脱臭ファン	FRP 製片吸込ターボファン	1	7.5kW	協和化工
	82m ³ /min			
活性炭吸着塔	立形カートリッジ式			
	82m ³ /min 酸・アルカリ・中性 3層	1		協和化工
ミストセパレーター	慣性衝突式 82m ³ /min	1		協和化工

名 称	仕 様	数 量	出 力	メーカ-
3 汚泥処理機器設備				
余剰汚泥貯留槽流入弁	電動偏心構造弁 φ150	2	0.2kW	前澤工業
余剰汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式 4~12m ³ /h×15m	2	5.5kW	兵神装備
(No1, 2)	インバーター NE50KM			
余剰汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式 4~12m ³ /h×15m	1	5.5kW	兵神装備
(No3)	インバーター NE50PM			
濃縮汚泥貯留槽流入弁	電動偏心構造弁 φ150	2	0.2kW	前澤工業
濃縮汚泥貯留槽攪拌機	縦軸 2 段パドル型	2	3.7kW	竹内製作所
	羽根径 2,000			
	回転数 15rpm			
汚泥濃縮機	遠心ろ過濃縮機 10m ³ /h	2	5.5kW	西原環境衛生研究所
	CF-1000P			
濃縮汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式 2~6m ³ /h×15m	2	3.7kW	兵神装備
(No1, 2)	インバーター NE50KM			
濃縮汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式 2~6m ³ /h×15m	1	3.7kW	兵神装備
	インバーター NE50PM			
薬品溶解タンク	立形攪拌機付鋼板製円筒タンク	2	3.7kW	西原環境衛生研究所
	φ1,800×高2,500			
薬品自動溶解機	1~3 ℓ /min	2	0.4kW	広洋技研

名称	仕様	数量	出力	メーカー
薬品引抜弁	電動ダイヤフラム弁 φ32	2	25W	旭有機材工業
薬品供給ポンプ	一軸ネジ式 0.02m ³ /h×15m	3	1.5kW	兵神装備
	インバーター NE20PM			
薬品空気圧縮機	可搬式空気圧縮機	2	0.4kW	日立製作所
	45 ℓ /min×7.5kgf/cm ²			
薬品用除湿機	冷凍式ドライヤ	1	180W	日立製作所
	2.7m ³ /h×9.5kgf/cm ²			
汚泥脱水機	横形連続遠心脱水機	1	20.5kW	西原環境衛生研究所
(No1)	5.0m ³ /h×薬注率1.2%			
汚泥脱水機	横形連続遠心脱水機	1	20.5kW	西原環境衛生研究所
(No2)	7.0m ³ /h×薬注率1.5%			
ケーキ搬出コンベヤ	トラフ型ベルトコンベヤ	1	1.5kW	西原環境衛生研究所
	幅 600×長 7,500×20m/min			
ケーキ貯留ホッパ	電動カットゲート式 10m ³	1	3.0kW	西原環境衛生研究所
攪拌ブロワ	ルーツ式 1,490rpm×5.1m ³ /min	2	11kW	新明和工業
	ARH100S			
返流水ポンプ	無閉塞横型汚泥ポンプ	2	3.7kW	古川機械金属
	0.5m ³ /min×10m			
	SPNL80FC			

名 称	仕 様	数 量	出 力	メーカ-
4 電気設備				
柱上気中開閉器	過電流ロック機構付高圧気中開閉器	1		エナジーサポート
	SOG 制御装置付 7.2kV 300A			
引込受電盤	断路器 7.2kV 400A	1面		明電舎
	真空遮断器 7.2kV 600A			
	12.5kVA			
主変圧器盤	モールド型	1面		明電舎
	3φ3W 6,600/420V 500kVA			
動力主幹照明盤	動力モールド型	1面		明電舎
	3φ3W 440/210V 15kVA			
	照明			
	1φ3W 440/210-105V 75kVA			
200V変圧器盤	モールド型	1面		明電舎
	3φ3W 440/210V 100kVA			
水処理設備シーケンサー盤		2面		明電舎
水処理設備補助継電器盤		5面		明電舎
沈砂池・水処理設備C/C		3面		明電舎
汚泥処理設備C/C		2面		明電舎
汚泥処理設備シーケンサー盤		2面		明電舎

名 称	仕 様	数量	出力	メーカー
汚泥処理設備補助継電器盤		2面		明電舎
非常用発電機	200kVA(160kW) 60Hz 420V	1		明電舎
	275A 1,800rpm			
	ディーゼルエンジン 11,670cc			
	218PS(日産ディーゼル製)			
燃料タンク	軽油 950 0	1		明電舎
DSP監視装置	VS3000	1式		明電舎
非常用通報装置	コルソス CSDX	1		NECインフロンティア
無停電電源装置	ミニ UPS 3kVA	1		G S ユアサ
	入力 100V 出力 100V			
計装盤		1面		明電舎
現場操作盤		1 式		明電舎

2 マンホールポンプ場

(1) 公共下水道関連

名称	メーカー	型式	出力 (kW)	口径 (mm)	通報装置	備考
中町第1	新明和工業	CNWX801-80P	5.5	80	新明和 SV28L	
中町第2	新明和工業	CNWX651-80P	3.7	80	コルソス CS・D7	
中町第3	新明和工業	CVL501-50P	0.75	50	コルソス CS・D7	
中町第4	新明和工業	CR501S-50P	0.4	50	—	100V
中町第5	鶴見製作所	50PUW2.4S	0.4	50	—	100V
西小路第1	新明和工業	CVL651-65P	1.5	65	コルソス CS・D7	
西小路第2	新明和工業	CVL501-P65	0.75	65	コルソス CS・D7	
和栗	鶴見製作所	TOP65UVZ	1.5	65	コルソス CS・D7	インバーター
小見第1	新明和工業	CV651-P65	1.5	65	コルソス CS・D7	
小見第2	新明和工業	CVL651-P65	1.5	65	コルソス CS・D7	
中島第1	新明和工業	CVL501-P65	1.5	80	コルソス CS・D7	
中島第2	新明和工業	CVL501-P65	0.75	65	コルソス CS・D7	
中島第3	新明和工業	CW65-P80	1.5	80	コルソス CS・D7	
南鴨第1	新明和工業	CNWX801-P100G	7.5	100	新明和 SV26	
中村第1	新明和工業	CWF100-PG	11	100	新明和 SV26	
中村第2	新明和工業	CNWX801-P80G	3.7	80	コルソス CS・D7	
中村第3	新明和工業	CNWX801-P80	5.5	80	新明和 SV12	
中村第4	鶴見製作所	TOP65UZV41.5	1.5	65	コルソス CS・D7	インバーター
中村第5	新明和工業	CVL501-P65B	0.75	65	コルソス CS・D7	
中村第6	新明和工業	CVL501-P65B	0.75	65	コルソス CS・D7	
中村第7	新明和工業	CR50S-P50	0.4	50	—	100V
平塚第1	新明和工業	CNWX651-P80	3.7	80	新明和 SV12	
平塚第2	新明和工業	CVS80-P80	3.7	80	新明和 SV12	
池の平	新明和工業	CW100-P80	7.5	80	コルソス CSDJ-B	
西部	荏原製作所	50DMVR6.4	0.4	50	コルソス CSDX	
市之割第1	新明和工業	CV651-P80	1.5	80	コルソス CSDJ-B	
市之割第2	新明和工業	CVL501-P65	0.75	65	コルソス CSDJ-B	
市之割第3	新明和工業	CVL651-P65	1.5	65	コルソス CS・D7	
高石第1	新明和工業	CNWX801-P100G	3.7	100	新明和 SV28L	
高石第2	新明和工業	CVL651-P65	1.5	65	コルソス CSDJ-B	
高石第3	新明和工業	CVL501-P50	0.75	50	—	

(2) 農業集落排水施設関連

名称	メーカー	型式	出力	口径	通報装置	備考
馬曲	新明和工業	CVL501	0.75	50	愛知時計 MPT500	
糠千第1	荏原製作所	50DG63.7	3.7	50	コルソス CS・D7	
糠千第2	荏原製作所	65DMV263.7	3.7	65	コルソス CS・D7	
糠千第3	荏原製作所	50DMV26.75	0.75	50	コルソス CS・D7	